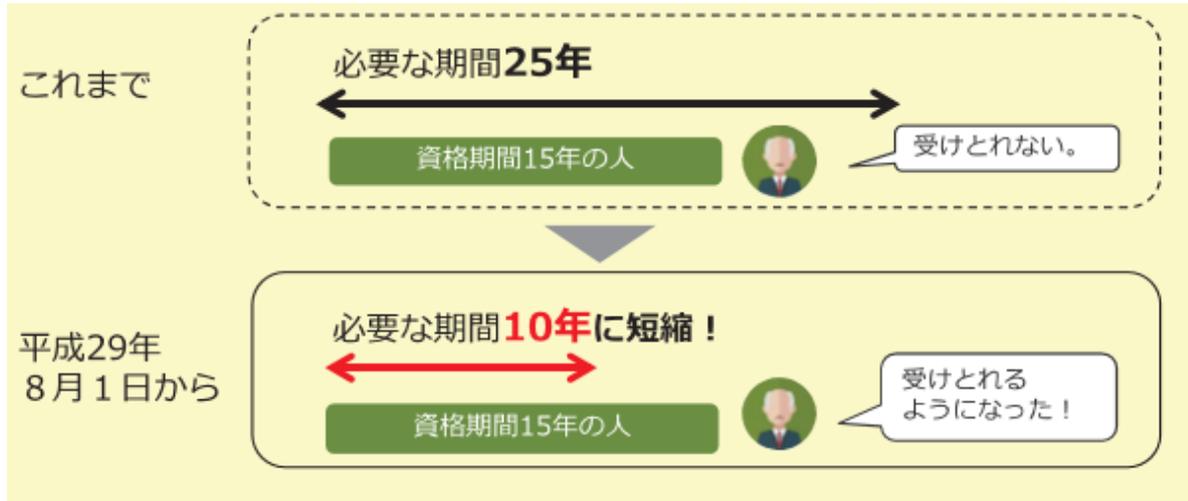


☆年金受給に必要な資格期間が25年から10年に変わります



(日本年金機構リーフレットより)

「資格期間」とは？

- ◎ 国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- ◎ サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間）
- ◎ 年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間（「カラ期間」と呼ばれる合算対象期間）

これらの期間を合計したものが「資格期間」です。

資格期間が10年（120月）以上あると、年金を受け取ることができます。

注：年金の額は、納付した期間に応じて決まります。

40年間保険料を納付された方は、満額を受け取れます。

（10年間の納付では、受け取る年金額は概ねその4分の1になります）

対象となる方は手続きが必要です

新たに年金を受け取れるようになる、資格期間が10年以上25年未満の方には、日本年金機構より年金請求書が郵送される予定です。（以下の時期に送付）

	送付時期 (生年月日により異なります)	年金請求書が送付される方 ※年金を受け始める年齢は男女で異なります
①	2月下旬 ~ 3月下旬	大正15年4月2日 ~ 昭和17年4月1日生まれ
②	3月下旬 ~ 4月下旬	昭和17年4月2日 ~ 昭和23年4月1日生まれ
③	4月下旬 ~ 5月下旬	昭和23年4月2日 ~ 昭和26年7月1日生まれ
④	5月下旬 ~ 6月下旬	昭和26年7月2日 ~ 昭和30年10月1日生まれ（女性） 昭和26年7月2日 ~ 昭和30年8月1日生まれ（男性）
⑤※	6月下旬 ~ 7月上旬	昭和30年10月2日 ~ 昭和32年8月1日生まれ（女性） 大正15年4月1日以前生まれ

※国共済、地共済及び私学共済に加入した期間がある方は、生年月日に関係なく⑤の時期に送付されます。

労働保険・社会保険の手続、給与計算の代行、労務コンサルのご相談はお気軽にご連絡ください！

労働保険事務組合 東洋労働保険協会

TEL：03-3221-2444

社会保険労務士事務所 トーヨーレバ - コンサルタント

<http://www.toyoweb.com/index.html>